

## 産業廃棄物処理施設及び最終処分場に対する 適正な対応を求める意見書（案）

私たちのまち嘉麻市は、福岡県の中央部に位置し、福岡県を南北に縦断する遠賀川の源流点をもち、その恩恵を受け田園が広がる緑豊かなまちです。

この遠賀川は、流域住民約67万人の生活を支えており、嘉麻市は、その最上流域に位置し、水源の涵養、水質保全に大きな役割を担っています。

遠賀川は、過去に水質検査で九州ワーストワンとなったことから、近年では、流域住民が立ち上がり、水源涵養の観点から源流域での植樹運動や、家庭から汚水を流さないよう様々な取り組みを展開されるほか、流域住民一体となって清掃活動を行うなど活動が活発に行われております。

この緑豊かな嘉麻市には、産業廃棄物中間処理施設が13箇所、同最終処分場が6箇所と人口42,000人の小さな自治体には非常に産業廃棄物処理施設等の密度が高い状況にあるのではないかと思慮します。

さらには、産廃業者と連絡が取れず、廃棄物が容量オーバーのまま放置された産業廃棄物最終処分場があるほか、産業廃棄物ゴミの不法投棄が放置されたままとなっている場所もあり、産業廃棄物に対して市民は非常に敏感になっている状況であります。

そのような中、平成26年7月14日に福岡県より市内熊ヶ畑の産業廃棄物の処理施設に対し、処理業の更新及び施設の拡張の許可がなされたところであります。

循環型社会の構築を目指す取り組みを進めなければならない現代社会において、産業廃棄物関係施設の必要性は認めるものの、市内の状況や他自治体の産業廃棄物処理に関する紛争等を見ると、市民の不安は払拭できないものとなっております。

よって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市内各産業廃棄物処理施設等にその業の許可をなされた福岡県におかれましては、その責任を再確認し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律はもとより、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例や関係する各種条例に照らし、立ち入り検査、行政指導、勧告、代執行など適正な措置を行うこと、並びに市や市民の要求等あれば、必要な情報の開示や住民説明会を実施するよう求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年9月30日

嘉麻市議会

意見書提出先

福岡県知事